

スポーツスペース・ボーダレスプロジェクト
(スポーツ施設の個別施設計画策定を通じた集約・複合化等推進事業)

仕 様 書

令和 2 年 5 月 1 9 日
スポーツ庁参事官（地域振興担当）

1 委託事業名

スポーツスペース・ボーダレスプロジェクト

(スポーツ施設の個別施設計画策定を通じた集約・複合化等推進事業)

2 事業の目的

スポーツ施設のストック適正化ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)を踏まえたスポーツ施設の個別施設計画策定において、地域スポーツ環境の持続的な確保に資する施設の集約・複合化等の先進事例を全国に展開するため、地方公共団体等を対象としたセミナー等による普及啓発等を行う。

3 成果物

報告書5部と電子媒体(PDF及びWord等のオリジナルデータ)によって納品すること。

4 委託契約期間

委託契約締結日 ～ 令和3年3月19日

5 委託事業の内容

「2 事業の目的」を踏まえ、以下(1)～(3)のとおり体育・スポーツ施設に関する調査研究をするために係る一連の事業を実施すること。

(1) WEBセミナー等による普及啓発

ガイドラインを踏まえた個別施設計画の策定促進、施設の集約・複合化等の先進事例の横展開等を目的として、WEBセミナー等により地方公共団体等を対象とした普及啓発を行う(セミナー形式の場合は合計10時間程度を想定しているが、セミナー形式以外の手法を組み合わせることも可能)。なお、セミナー等の実施に必要な設備等は受託者において用意する。

また、セミナー等の内容については、参加できなかった地方公共団体等にも概要を広く発信できるよう取りまとめる。

(2) 相談窓口の設置等

地方公共団体等からの個別施設計画策定等に関する相談に応じるため、WEB等で相談窓口を設置し、メールでの情報提供や専門家の派遣等により地域のニーズに応じた支援を行う。

また、個別施設計画の策定率が低い都道府県等に対してメール・電話等により意見聴取を行い、個別施設計画策定等を促進していくために必要と考えられる取組を整理する。

(3) 報告書の取りまとめ

(1)及び(2)の結果について、報告書を取りまとめる。

報告書の形式は、A4版・5部、電子媒体(CD-R)1部とする。

6 応札者に求められる要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は、必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価は別添の総合評価基準に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 実施内容

1-1 事業の実施方針

- * 1-1-1 仕様書記載の本事業内容について全て提案されていること。
〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕

1-2 事業方法の妥当性、独創性

- * 1-2-1 事業の内容、方法が明確になっていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の調査の実施に係る提案がされていればその内容に応じて加点する。〕
- * 1-2-2 事業の実施・分析を行う方法が妥当であること。〔方法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕

1-3 作業計画の妥当性、効率性

- * 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似事業の経験

- * 2-1-1 過去に類似の事業を実施した実績があること。〔類似事業の実績内容により加点する。〕

2-2 組織の事業実施能力

- * 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。
- 2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していればその内容に応じて加点する。
- * 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似事業の経験

- 3-1-1 業務従事予定者が過去に類似の事業を実施した実績がある、又は過去に委員会の運営をした実績があればその内容に応

じて加点する。

3-2 業務従事予定者の事業内容に関する専門知識・適格性

3-2-1 事業内容に関する知識・知見を有していればその内容に応じて加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば望ましい。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）等

・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）

・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）

・認定段階3

・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

・くるみん認定

・プラチナくるみん認定

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

・ユースエール認定

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

7 検 収

スポーツ庁は、受託者が納入した納入品につき、仕様書の記載事項が満たされていることを、スポーツ庁、受託者双方の立会いのもとで確認したことをもって検収とする。

8 守秘義務

受託者は、本調査事業の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏えいしてはならない。

受託者は、本調査事業に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

9 届出義務

受注者は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

10 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書について疑義が生じた場合は、スポーツ庁と適宜協議を行い決定するものとする。